

保育園保育料等の取扱いの見直しについて

令和4年1月以降、オミクロン株の感染拡大に伴う陽性者数の増加により、保健所の積極的疫学調査が実施されるまでに時間を要しています。区内の認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、港区保育室（以下「認可保育園等」という。）では、令和4年1月20日に決定した「みなと保健所による積極的疫学調査を実施するまでの間の対応」に基づき、認可保育園等で陽性者が発生した場合に、クラス単位で児童に対し登園自粛を求めるケースが相次いでいます。

現在、認可保育園等が臨時休園となり保育の提供がなされない場合のみ、保育料及び給食費（以下、「保育料等」という。）の日割り計算を行っていますが、臨時休園以外に登園できない状況が発生していることから、日割り計算の対象範囲を見直します。

1 これまでの保育料等の日割り計算についての対応

令和2年4月に発令された最初の緊急事態宣言の際は、区が一律の登園自粛要請を行っていたことから、4～6月分の保育料等は登園日数に応じた日割り計算を行っていました。

同年7月以降は、緊急事態宣言の際にも一律の登園自粛要請は行っていないため、認可保育園等が保育の提供ができないなどの理由で臨時休園した場合のみ日割り計算を行っています。

2 今後の対応

区または園から登園自粛を要請されている児童の大幅な増加等を踏まえ、保育料等に係る日割り計算の対象範囲を次のとおり見直します。

(1) 見直し後の日割り計算の対象範囲（下線部が変更点）

区分	臨時休園	陽性者	濃厚接触者	接触者 (※1)	園による 登園自粛 要請該当者 (※2)
日割り計算 の適用	有	<u>有</u>	<u>有</u>	<u>有</u>	<u>有</u>

※1 積極的疫学調査の結果により、濃厚接触者には特定されなかったものの、検査により陰性であることが確認されるまで、みなと保健所から健康観察を指示された児童

※2 「みなと保健所による積極的疫学調査を実施するまでの間の対応」に基づき、園から登園自粛を要請された児童

(2) 適用時期

令和4年1月1日から

(3) 今後のスケジュール

2月中旬 認可保育園等及び保護者宛て周知